

第35回石巻市農業委員会定例総会会議録

令和3年5月27日

石巻市農業委員会

第35回石巻市農業委員会定例総会会議録

日 時 令和3年5月27日 午後 1時30分～

場 所 石巻市河北総合支所 3階 会議室

議 事 開 会

挨拶

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1号 農家相談委員会委員長報告について

報告第 2号 使用貸借の解約による通知について

報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

日程第 3 議案第 1号 非農地証明交付申請の承認について

日程第 4 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 3号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見について

日程第 6 議案第 4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 7 議案第 5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

日程第 8 議案第 6号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

日程第 9 議案第 7号 令和2年度石巻市農業委員会活動の点検・評価及び令和3年度石巻市農業委員会活動計画（案）について

閉 会

出席委員（19名）

1番	安部秀逸	委員	2番	佐藤克美	委員
3番	三浦豊志	委員	4番	後藤久一	委員
5番	佐藤健悦	委員	6番	狩野利一郎	委員
7番	三浦孝一	委員	8番	佐々木洋	委員
9番	伏見晃也	委員	10番	大森香織	委員
11番	後藤嘉伸	委員	12番	高橋良一	委員
13番	高城邦秀	委員	14番	高橋千代恵	委員
15番	今野勝夫	委員	16番	遠藤章一	委員
17番	色川恭子	委員	18番	遠藤和祥	委員
19番	大橋邦雄	委員			

出席農地利用最適化推進委員（17名）

20番	山田信悦	委員	21番	阿部勝	委員
22番	木村和広	委員	23番	渥美浩晃	委員
24番	武山礼二	委員	25番	三浦和恵	委員
27番	山口修一	委員	28番	加納憲夫	委員
29番	佐々木勝行	委員	30番	佐藤晴夫	委員
31番	渡邊孝彦	委員	32番	高橋信一	委員
33番	佐藤均	委員	34番	相澤逸夫	委員
35番	勝又功	委員	37番	西條健一	委員
39番	西條勲	委員			

欠席農地利用最適化推進委員（2名）

36番	榊田有司	委員	38番	阿部正展	委員
-----	------	----	-----	------	----

事務局職員出席

西城芳光	事務局 局長	渋谷幸伸	事務局 次長
渡辺和子	事務局 長補佐	齋藤敏幸	主 幹
村上浩則	主 幹	保理裕宣	主任 主事
山本万里	主任 主事	菅井泰弘	主任 主事
若井慎太郎	主 事		

○西城芳光事務局長 ただいまから第35回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

◎挨拶

○西城芳光事務局長 総会開会に当たりまして、大橋会長から挨拶を申し上げます。

○大橋邦雄会長 ー 挨拶 ー

○西城芳光事務局長 次に、総会に入ります。総会の議長につきましては、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定によりまして会長が議長を務め、議事を進めていただきます。

それでは、大橋会長、よろしく願いいたします。

午後1時36分 開会

○議長（大橋邦雄会長） それでは、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定により議長を務めさせていただきます。

会議に入ります。ただいまの出席農業委員は19名、推進委員は17名であります。阿部正展農地利用最適化推進委員、榊田有司農地利用最適化推進委員から、欠席の報告がありました。定足数に達しておりますから、会議は成立いたしました。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従い進めてまいります。

◎議事録署名委員の指名

○議長（大橋邦雄会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

石巻市農業委員会総会会議規則第21条第2項に規定する議事録署名委員であります。議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） 異議なしの声がありますので、本日の議事録署名委員は議席番号15番今野勝夫委員、16番遠藤章一委員をお願いいたします。

次に、委員の皆様にご覧がございまして。質疑がある方は、挙手の上、発言をお願いいたします。なお、農業委員の皆様は、議席番号とお名前を、農地利用最適化推進委員の皆様は、区域名とお名前をお願いいたします。

◎報告第1号～報告第4号

○議長（大橋邦雄会長） それでは、報告事項に入ります。

日程第2、報告第1号 農家相談委員会委員長報告についてを農家相談委員会、三浦孝一委員長より報告をお願いいたします。

○三浦孝一農家相談委員長 それでは、ご報告いたします。

去る5月17日月曜日、午後1時30分から午後1時50分まで、当会議室におきまして農家相談委員会を開催いたしました。新規就農の資格審査に係る相談者はございませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（大橋邦雄会長） ただいま農家相談委員会委員長より新規就農に関する相談はない旨の報告がありましたので、報告第1号を終了いたします。

次に、日程第2、報告第2号 使用貸借の解約による通知についてから報告第4号 農地法第5条

第1項第7号の規定による届出についてまでを一括して上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、一括して報告いたします。

議案書は2ページから26ページになります。事務局より報告願います。

○菅井泰弘主任主事 報告第2号 使用貸借の解約による通知についてご報告いたします。

資料は2ページからとなります。理由は、借人の都合のための解約が1件でございます。

続きまして、報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知についてご報告いたします。資料は3ページからとなります。今月の受理件数は36件で、解約の理由は、農用地利用集積計画による売買のためが2件、耕作者変更のためが3件、借人の都合のためが3件、転借人変更のためが26件、貸人の都合のためが2件でございます。

続きまして、報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてご報告いたします。資料は26ページからとなります。今月の受理件数は2件で、住宅敷地とするものが2件でございます。

以上でございます。

○議長（大橋邦雄会長） 以上で報告第2号から報告第4号までを終了いたします。

◎議案第1号

○議長（大橋邦雄会長） 次に、日程第3、議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。

議案書は27ページから32ページになります。事務局より議案の内容について説明願います。

○菅井泰弘主任主事 議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてご説明いたします。

番号1番、申請地は市街化調整区域内の農用地区域外にある土地で、登記は畑、現況は宅地となっております。昭和51年12月に前の所有者が牛舎を建て、その後非農地化したものです。非農地となってから20年以上経過した土地であります。

番号2番、申請地は市街化調整区域内の農用地区域外にある土地で、登記は田、現況は宅地となっております。平成10年に先々代が倉庫を建て使用していたものです。非農地となってから20年以上経過した土地であります。

番号3番、申請地は市街化調整区域内の農用地区域外にある土地で、登記は畑、現況は原野となっております。平成26年に相続した時点で既に原野化していたものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

番号4番、申請地は市街化調整区域内の農用地区域外にある土地で、登記は畑、現況は山林となっております。かつて養蚕用の桑畑でしたが、廃業しその後30年以上経過して山林化したものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

番号5番、申請地は市街化区域内にある土地で、登記は畑、現況は宅地となっております。平成7年11月に農地法第5条の転用届出を行い、そのとおりに転用がされたものです。非農地となってから20年以上経過した土地であります。

以上でございます。

○議長（大橋邦雄会長） 次に、農地調査委員会による現地調査の結果について、農地調査委員会、伏見晃也委員長より報告をお願いいたします。

○伏見晃也農地調査委員長 それでは、議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてご報告申し上げます。

5月18日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、事務局より説明を受け、現地調査等を行いました。申請書の内容を審議した結果、今後とも農地として利用される可能性はなく、非農地として証明することにつきましてはやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（大橋邦雄会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長から現地調査結果について報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案5件について、願い出のとおり非農地である旨の証明書を交付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案5件について願い出のとおり証明書を交付することに決しました。

◎議案第2号

○議長（大橋邦雄会長） 次に、日程第4、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議案書は33ページから34ページになります。事務局より議案の内容について説明願います。

○若井慎太郎主事 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番についてご説明いたします。

番号1番は、親から後継者である子への農地の贈与であります。申請地は、田14筆、畑3筆、合計面積3万7,094㎡です。贈与税に関しては、相続時精算課税制度を選択することです。書類審査及び現地調査をした結果、番号1番の案件について、農地法第3条第1項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上となります。

○議長（大橋邦雄会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農家相談委員会による事前審査の結果について、農家相談委員会、三浦孝一委員長より報告をお願いいたします。

○三浦孝一農家相談委員長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての事前審査結果についてご報告いたします。

去る5月12日に開催いたしました農家相談委員会におきまして、農地法第3条の規定による許可申請について事前審査を行いました。5月の案件は、贈与による所有権移転1件の申請がありました。このため、農地法第3条の許可要件につきまして、申請書類及び5月13日に地区の農業委員並びに事務局職員により実施いたしました農地調査報告書などに基づきまして審査したところ、いずれも適正なものと判断をいたしました。

以上で報告を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（大橋邦雄会長） ただいま事務局説明及び農家相談委員会委員長から報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、願い出のとおり許可を与えることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案について願い出のとおり許可を与えることに決しました。

◎議案第3号

○議長（大橋邦雄会長） 次に、日程第5、議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見についてを議題といたします。

議案書は35ページから36ページになります。事務局より議案の内容について説明願います。

○菅井泰弘主任主事 議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見についてご説明いたします。

番号1番、本件は事業者が令和2年9月11日付、宮城県（東振）指令第347号で工事現場事務所として一時転用の許可を取得しましたが、転用所在地近辺で新たに別の工事を受注したため、転用期間を延長するものであります。

以上でございます。

○議長（大橋邦雄会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、伏見晃也委員長より許可基準に基づいた検討結果について報告をお願いいたします。

○伏見晃也農地調査委員長 それでは、議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見についてご報告申し上げます。

5月18日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、事務局から説明を受け、資料の精査を行いました。許可基準に基づいて申請書の内容を審議した結果、申請案件について許可相当なものとして判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（大橋邦雄会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長から報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、原案のとおり許可相当の意見を付して宮城県に進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案について許可相当の意見を付して宮城県に進達することに決しました。

◎議案第4号

○議長（大橋邦雄会長） 次に、日程第6、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議案書は37ページから38ページになります。事務局より議案の内容について説明願います。

○菅井泰弘主任主事 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。事務局からは、判断基準となります農地区分等についてご説明いたします。

番号1番、転用目的は、工場の駐車場及び資材置き場として所有権を移転するものです。農地区分は、300m以内に鉄道の駅がある農地であることから、第3種農地と判断されます。

なお、既に利用されていることから、始末書が提出されております。

以上でございます。

○議長（大橋邦雄会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、伏見晃也委員長より現地調査並びに許可基準に基づいた検討結果について報告をお願いいたします。

○伏見晃也農地調査委員長 それでは、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご報告申し上げます。

5月18日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、事務局から説明を受け現地調査を行いました。現地調査を踏まえ、許可基準に基づいて申請書及び始末書の内容を審議した結果、申請案件について許可相当なものとして判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（大橋邦雄会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長から報告がありましたが、

本案についてご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、原案のとおり許可相当の意見を付して宮城県に進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案について許可相当の意見を付して宮城県に進達することに決しました。

◎議案第5号

○議長（大橋邦雄会長） 次に、日程第7、議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案書は39ページから84ページになります。事務局より議案の内容について説明願います。

○齋藤敏幸主幹 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

別添、令和3年度農用地等利用集積計画一覧表を基に説明させていただきます。今月の受付件数は、中間管理事業一括方式による集積47件、240筆、約27.7ha、利用権設定18件、122筆、約10.3ha、所有権移転9件、10筆、約2.5ha、合計74件、372筆、約40.5haでございます。

利用権設定、中間管理事業一括方式による集積47件で、番号1番から番号47番、宮城県農地中間管理機構へ集積を行い転貸する案件。利用権設定18件で、番号1番から番号18番、貸手から認定農業者等に直接集積を図る案件。貸借期間、3年9か月から10年。10a当たりの賃借料、金銭によるもの8,000円から1万8,000円、畑1万1,000円、米による物納20kgから95kgとなっております。

所有権移転9件で認定者農業者等への所有権移転であり、10a当たりの単価28万8,000円から46万2,000円での売買となっております。

以上の説明となります。

○議長（大橋邦雄会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、伏見晃也委員長より検討結果について報告をお願いいたします。

○伏見晃也農地調査委員長 それでは、議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてご報告申し上げます。

5月18日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、農業経営基盤強化促進法に基づき申入れのありました農用地利用集積計画について検討いたしました。

利用権の設定を受けるもの及び所有権の移転を受けるものは、いずれも耕作に必要な労働力、農機具等が備わっている認定農業者等であります。

検討した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、中間管理事業による一括方式の47件、利用権設定の18件及び所有権移転の9件について、異議がないことを確認いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（大橋邦雄会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長から検討結果の報告がありましたが、まず一括方式から審議いたします。その中に、農業委員会等に関する法律第31条第1項、議事参与の制限に該当する案件がありますので、先にこの案件を審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、初めに一括方式の番号42番と43番を議題といたします。議案書は63ページから65ページになります。

ここで議長を遠藤会長職務代理者と代わります。

〔議長を会長から会長職務代理者に交代〕

○議長（遠藤和祥会長職務代理者） 暫時の間議長を務めさせていただきます。

議席番号■番■■■■委員は退席願います。

（■番■■■■委員 退場）

○議長（遠藤和祥会長職務代理者） 本案番号42番並びに43番についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤和祥会長職務代理者） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案番号42番並びに43番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤和祥会長職務代理者） ご異議なしと認め、本案番号42番並びに43番については、原案のとおり承認することに決しました。

議席番号■番■■■■委員は入場願います。

（■番■■■■委員 入場）

○議長（遠藤和祥会長職務代理者） 議席番号■番■■■■委員に申し上げます。本案番号42番並びに43番については、原案のとおり承認することに決しましたので、ご報告いたします。

以上をもちまして議長職を大橋会長にお返しいたします。

〔議長を会長職務代理者から会長に交代〕

○議長（大橋邦雄会長） 次に、番号46番を議題といたします。議案書は66ページとなります。

議席番号■番■■■■委員は退席願います。

（■番■■■■委員 退場）

○議長（大橋邦雄会長） 本案番号46番についてご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案番号46番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案番号46番については、原案のとおり承認することに決しました。

議席番号■番■■■■委員は入場願います。

（■番■■■■委員 入場）

○議長（大橋邦雄会長） 議席番号■番■■■■委員に申し上げます。本案番号46番については、原案のとおり承認することに決しましたので、ご報告いたします。

次に、一括方式のうち、ただいま決しました番号42番、43番並びに46番を除いた44件について審議いたします。議案書は39ページから67ページになります。ご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案一括方式44件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案一括方式44件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

続いて、利用権設定について審議をいたします。議案書は68ページから81ページになりますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項、議事参与の制限に該当する案件がありますので、先にこの案件から審議したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、まず利用権設定の番号3番から15番までを議題といたします。議案書は73ページから79ページになります。

議席番号■番■■■■委員は退席願います。

（■番■■■■委員 退場）

○議長（大橋邦雄会長） 本案番号3番から15番についてご意見、ご質問ございませんか。

高橋委員。

○12番高橋良一委員 利用権の設定を受ける者が株式会社とか法人が取得する場合、この議案書の中に代表者氏名の記載は今月からなくなったのでしょうか。お答え願います。

○議長（大橋邦雄会長） 事務局。

○齋藤敏幸主幹 12番高橋委員のご質問にお答えいたします。

先月までは代表者名まで記載しておりましたが、今月から記載を削除したということで、代表者まで入れると代表者替わることに入れなければならないということで、会社名だけで記載させていただきました。

○議長（大橋邦雄会長） 高橋委員。

○12番高橋良一委員 代表者がその都度替われば替わったなりの代表者の氏名で申請書は出すべきではないかと思われませんが、いかがなものでしょうか。

なおかつ、急に今月からこういう形式になりましたというようなことは、先月なり、先々月なりに、こういう機会があった場合は、代表者氏名は記載しないで会社名だけで議案書に登載するというような報告があってもしかるべき問題ではないかと思われま。

○議長（大橋邦雄会長） 事務局。

○渡辺和子事務局長補佐 申し訳ありません、補足説明させていただきます。

高橋委員さんおっしゃるように、急に代表者書がなくなったのはなぜかというところ、ごもつともだと思えます。説明すべきところだったのですけれども、利用権設定の受け手として、法人として受けているので、代表者の記載は省略しても構わない項目ではないかとの判断で、今回からそうさせていただきますというところなんです。説明が混乱してしまいましたけれども、ご質問の内容は、代表者を記載するかしないかという取扱いの変更のことをおっしゃっていたと思うので、事務局の単独で判断して省略してしまったというところは、大変申し訳なかったと思えます。受け手が法人ということであれば、代表者までの記載は省略して構わないという判断でこうさせていただきました。今後もそのようにさせていただければと考えております。よろしくお願ひします。

○議長（大橋邦雄会長） 高橋委員。

○12番高橋良一委員 それは、県なり農業会議なり農業公社なり、そちらのほうを確認した上での結論なのですか。

○議長（大橋邦雄会長） 事務局。

○渡辺和子事務局長補佐 農業会議なり、そういった上部の機関に確認してということではなかったので、申し訳ありませんが、それは改めて確認させていただいて、来月の総会の場で正式に報告させていただければと思います。今月は、このような形で記載させていただきましたので、どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（大橋邦雄会長） 高橋委員。

○12番高橋良一委員 先月までそういう議案で来たやつが、今月から急にこういう様式になりましたというようなことでは、納得できないと思うのです。法人が利用権を受けるのは、それは構わないと思えますけれども、ただ一議案書として、これは関係機関、それから各市役所なり役場なりのほうにもこの議案書が行くわけですから、その辺をきちっとしてやっていっていただきたいと思えます。

○議長（大橋邦雄会長） それでは、事務局のほうで、上部機関なり、いろいろ確認して、来月の委

員会のとくに報告して、総会のとくにどういう方法にするかというのを出したいと思いますので、よろしいですか。

そのほかご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案番号3番から15番の13件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案番号3番から15番の13件について、原案のとおり承認することに決しました。

議席番号■番■■■■委員は入場願います。

（■番■■■■委員 入場）

○議長（大橋邦雄会長） 議席番号■番■■■■委員に申し上げます。本案番号3番から15番については、原案のとおり承認することに決しましたので、ご報告いたします。

続いて、利用権設定のうち、ただいま決しました番号3番から15番を除いた番号1番、2番及び16番から18番までの5件について審議いたします。議案書は68ページから72ページ及び79ページから81ページになります。ご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案利用権設定5件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案利用権設定5件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

続いて、所有権移転について審議をいたします。議案書は82ページから84ページになります。ご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案所有権移転9件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案所有権移転9件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

◎議案第6号

○議長（大橋邦雄会長） 次に、日程第8、議案第6号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断に

ついてを議題といたします。

議案書は85ページから103ページになります。事務局より議案の内容について説明願います。

○山本万里主任主事 議案第6号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてご説明いたします。

本案は、農地法の運用についての第4に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かについて判断を求めるものであります。

今回提案する219件につきましては、昨年度までの農地利用状況調査（荒廃農地調査）の結果により、荒廃農地の調査分類B（再生利用が困難と見込まれる農地）に判定される田代浜・桃生地区の農地であります。

判断を求めるに当たり、農地調査委員会において航空写真による確認を実施しました。その結果、田代浜、田7筆、2,707㎡、畑35筆、2万692㎡、合計42筆、2万3,399㎡、桃生地区、田29筆、2万1,880㎡、畑148筆、14万8,209㎡、合計177筆、17万89㎡、全体では田36筆、2万4,587㎡、畑183筆、16万8,901㎡、合計面積219筆、19万3,488㎡が山林、原野化し、農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難なもの、また周囲の状況から見て、その土地を復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、農地には該当しないと思料するものであります。

また、今回非農地と判断されたものについては、その所有者、県、市及び法務局に対して、対象地は農地に該当しない旨を通知し、登記地目の変更を促すとともに、対象地を農地台帳から削除することになります。

なお、議案提出に当たり、本来であれば位置図を添付するところではありますが、筆数が多いこと及び広範囲であることから、議案書に添付することができませんでした。確認のための資料として、公図を重ねた航空写真を会場外入り口脇のところに用意しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

以上の説明となります。

○議長（大橋邦雄会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、伏見晃也委員長から検討結果について報告をお願いいたします。

○伏見晃也農地調査委員長 それでは、議案第6号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてご報告申し上げます。

5月18日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、事務局から説明を受け、航空写真による確認を行いました。農地法の運用についての第4の判断基準に基づき審議した結果、非農地とすることが相当なもの判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（大橋邦雄会長） それでは、議案精査に入ります。

会場の外に航空写真を用意しております。議案の精査は5分程度で終えるようお願いいたします。

再開を2時25分といたします。

〔精 査 午後2時24分～午後2時30分〕

○議長（大橋邦雄会長） それでは、会議を再開いたします。

事務局説明及び農地調査委員会、伏見晃也委員長より検討結果につきまして報告がございました。本案219件につきましてご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案219件については、全て非農地と判断することでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案219件については全て非農地と判断することに決しました。

◎議案第7号

○議長（大橋邦雄会長） 次に、日程第9、議案第7号 令和2年度石巻市農業委員会活動の点検・評価及び令和3年度石巻市農業委員会活動計画（案）についてを議題といたします。

議案書は104ページ及び別冊1になります。事務局より議案の内容について説明願います。

○渡辺和子事務局長補佐 議案第7号 令和2年度石巻市農業委員会活動の点検・評価及び令和3年度石巻市農業委員会活動計画（案）についてご説明いたします。

本案は、農業委員会の適正な事務実施について農林水産省経営局長通知に基づき策定し、昨年5月の定例総会において承認されました令和2年度の活動計画について、点検と評価を行い、併せて令和3年度の活動計画を決定していただくものであります。

それでは、別冊1により説明申し上げます。初めに、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価について、1ページをお開きください。農業委員会の状況につきましては、農林業センサス等に基づき数値を記載してございます。

2ページ、御覧ください。2、担い手への農地の利用集積、集約化につきましては、2にありますように、目標2,743haに対し実績は2,560haでした。高齢化や農業情勢の変化に対応できるよう、さらなる農地利用集積の推進が必要と思われます。

3ページを御覧ください。新たに農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、参入目標が4経営体でしたが、実績は2経営体でした。

4ページを御覧ください。遊休農地に関する措置に関する評価につきましては、2の解消目標6haに対し解消実績がマイナス74.7ha、実績がマイナス表記されており、数字上は遊休農地が大幅に増加

したように見えますが、遊休農地の判断基準を精査した結果、このような数値になっております。

5 ページを御覧ください。違反転用への適正な対応につきましては、前年度の利用状況調査結果を踏まえ、個別訪問や申請手続の案内を行いました。反応がなかった所有者への再度の働きかけが必要と思われまます。

6 ページ、御覧ください。農地法等によりその権限に属された事務に関する点検、1 の農地法第3 条に基づく許可事務につきましては、処理件数68件、2 の農地転用に関する事務につきましては、処理件数84件で、ともに適正に処理されております。

7 ページを御覧ください。農地所有適格法人からの報告への対応につきましては、44法人から事業状況報告の提出を受けました。

4、情報の提供等につきましては、御覧のとおりです。

8 ページを御覧ください。地域農業者等からの主な要望、意見及び対処内容につきましては、特に要望等はございませんでした。

9、事務の実施状況の公表等についてですが、1、総会等の議事録の公表、3、活動計画の点検、評価の公表につきまして、ホームページで公表しております。

続きまして、9 ページを御覧ください。令和3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてですが、農業委員会の状況につきましては、農林業センサス等に基づき数値を記載してございます。

10 ページ、御覧ください。担い手への農地の利用集積、集約化につきましては、2 の集積目標面積を2,686haとしました。

3、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、参入目標数を2 経営体といたしました。

11 ページ、御覧ください。遊休農地に関する措置につきましては、遊休農地の解消面積を6 ha、農業委員、推進委員1 人当たりの目標面積をおよそ1 万5,000㎡として目標設定しました。

5、違反転用への適正な対応につきましては、昨年度の違反転用者に対し5、6 月に是正指導を行うこと、農地利用状況調査の中でチラシ配布、指導していくことを計画しております。

活動計画の最終行に、「違反転用後、20年以上経過した案件は、非農地申請への誘導を行う」とありますが、計画に掲げる内容ではないため、ここの部分を削除してください。内容については以上です。

なお、農業委員会等関する法律等により、農業委員会は点検、評価及び活動計画について、毎年6 月30日までに公表することが法定化されていますので、本案決定後ホームページで公表することとしています。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（大橋邦雄会長） ただいま事務局から説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎閉 会

○議長（大橋邦雄会長） 以上で今定例総会に付議された案件は全て審議が終了いたしました。

これをもちまして第35回石巻市農業委員会定例総会に係る議事を終了いたします。

午後2時38分 閉会